

愛知県マーチング大会 実施規定

令和8年6月16日改定

第1章 総則 (大会名称)

第1条 この大会は「愛知県マーチング大会」という。

(実施会場・日時)

- 第2条-1 実施会場・日時などの必要事項は、愛知県吹奏楽連盟常任理事会(以下、常任理事会)で定める。
- 2 常任理事会は毎年3月末日までに、翌年度の開催事項を決定する。
- 3 常任理事会は実施会場・日時など大会実施必要事項の決定を愛知県マーチング委員会に委嘱する事ができる。

第2章 実施区分及び参加資格 (実施区分)

第3条-1 各部門への参加資格は愛知県吹奏楽連盟(以下、愛吹連)に登録された団体で次の通りとする。

(1) 中学生の部

構成メンバーは、中学校に在籍している生徒とする。(同一経営の学園、合同バンド及び地域バンドに所属する小学生の参加は認める。)

参加形態は以下のとおりとする。

① 単独校

② 合同バンド

以下の条件のもと単独で本大会に参加できない団体が、各々の団体長の許可のもと編成する団体。

ア 単独校どうし、単独校と地域バンド、地域バンドどうしの合同を認める。中学生と小学生の合同バンドを認める。

イ 単独で本大会に出場する団体は、合同バンドでの参加は認めない。

ウ 合同バンドを編成する団体数に制限は設けない。

エ 市区町村等の指示により、連盟加盟の拠点校を中心とした合同部活動に所属する未加盟校の生徒は参加を認める。

③ 地域バンド

任意の個人または団体が組織し、小学生、中学生で構成された団体。

(2) 高等学校以上の部

<高等学校>

構成メンバーは、高等学校に在籍している生徒とする。(同一経営の学園内の高校生徒、学園内中学校生徒の参加は認める。)

参加形態は以下の通りとする

① 単独校

② 合同バンド

以下の条件のもと単独の学校単位で本大会に参加できない高等学校が、各々の学校長の許可のもと編成する団体。

ア 単独校として本大会に出場する団体は、合同バンドでの参加は認めない。

イ 合同バンドを編成する団体数に制限は設けない。

<大学>構成メンバーは、同一大学に在籍している学生とする。

<職場>同一経営の会社・工場・事務所・官公庁など経営者または組合などの認可を得て設立されている団体であって、構成メンバーは、その勤務先に常時勤務している者とする。

<一般>構成メンバーは、第2項に該当しない限り自由とする。但し、職業演奏家の参加は認めない。

(3) フリースタイルの部

構成メンバーは、第2項に該当しない限り自由とする。但し、職業演奏家の参加は認めない。

2 出演者が二つ以上の団体に重複して出場する事は認めない。

3 指導者並びに指揮者およびドラムメジャーの資格については制限しないが、加盟団体の長が認めた者とする。

第3章 パレードコンテストの部

(参加人数)

第4条 参加人数は自由とする。

(編成)

第5条 編成は、木管楽器・金管楽器・打楽器を中心としたものを原則とする。

(出演時間)

第6条 出演時間は6分以内とする。出演時間とは、演奏または演技の開始より終了までの時間をいう。

第7条 出演時間が超過した場合は、審査の対象としない。

(演奏曲目)

第8条 演奏曲目は自由とする。

(規定課題)

第9条 参加団体は別に定めた規定課題を演技しなければならない。

第10条 規定課題を行わない場合は減点とする。尚、規定課題実施の合図を行わなかった場合も同様とする。

第11条 規定課題はその年毎に全日本吹奏楽連盟理事会で決定されたものを常任理事会で受諾し発表する。

(服装)

第12条 服装は、華美なものにならないようにする。

(出演順序)

第13条 出演順は打ち合せ会で決定する。

(賞状・賞品)

第14条 出演団体に賞状・賞品を贈ることができる。

(審査)

第15条-1 審査員および審判員は常任理事会で選出し、理事長が委嘱する。

2 審査員は5名、審判員は若干名とする。

3 審査方法は別に定める審査内規による。

第4章 ニューカマーの部

(参加資格)

第16条 ニューカマーの部はパレードコンテストの部の導入段階として設定しており東海大会への連続出場は2年までとする。

(参加人数)

第17条 参加人数は自由とする。

(編成)

第18条 編成は、木管楽器・金管楽器・打楽器を中心としたものを原則とする。手具の使用は認めない。

(出演時間)

第19条 出演時間は5分以内とする。出演時間とは、演奏または演技の開始より終了までの時間をいう。

(演奏曲目)

第20条 演奏曲目は自由とする。

(規定課題)

第21条 参加団体は別に定めた規定課題を演技しなければならない。

(服装)

第22条 服装は、華美なものにならないようにする。

(出演順序)

第23条 出演順は打ち合せ会で決定する。

(賞状・賞品)

第24条 出演団体に賞状・賞品を贈ることができる。

(審査)

第25条 審査員・規定審判員により今後の参考になるように講評をおこなう。但し、評価はしない。

第5章 フリースタイルの部

(参加人数)

第26条 参加人数は自由とする。

(編成)

第27条 編成は、木管楽器・金管楽器・打楽器を中心としたものを原則とする。また手具の使用は自由とする。

(出演時間)

第28条 出演時間は8分以内とする。出演時間とは、演奏または演技の開始より終了までの時間をいう。

第29条 出演時間が超過した場合は、審査の対象としない。

(演奏曲目)

第30条 演奏曲目は自由とする。

(演技方法)

第31条 演技方法は自由とする。

(服装)

第32条 服装は、自由とする。

(出演順序)

第33条 出演順は打ち合せ会で決定する。

(賞状・賞品)

第34条 出演団体に賞状・賞品を贈ることができる。

(審査)

第35条 1 審査員は常任理事会で選出し、理事長が委嘱する。

2 審査員は5名とする。

3 審査方法は別に定める審査内規による。

第6章

(県代表)

第36条-1 審査員は東海支部の定める規定に基づき、パレードコンテストの部について県代表を選出する。

2 ニューカマーの部は次の通りとする。

① 中学生より2団体、高等学校以上より2団体を推薦する。

3 フリースタイルの部は、県代表を選出しない。

第37条 県代表・推薦団体の選出については次の通りとする。

1 パレードコンテストの部の代表は金賞の中より選出する。但し、数に満たない場合は銀賞の中より同方法でこれを選出し決定することができる。

2 ニューカマーの部は、審査員が推薦する。

第38条 同一団体が複数の部門にわたり県代表・推薦団体に選ばれた場合は、その団体の希望する一部門以外のものを辞退するものとする。

第7章

(共催・後援・協賛)

第39条-1 愛知県マーチング大会実施にあたって、常任理事会が必要と認めた場合は後援、協賛団体を持つことができる。

2 協賛及び後援団体から賞状・賞品の贈与を受ける事ができる。

第8章

(改定)

第40条 この規定は常任理事会の決議により改定する事ができる。

第41条 この規定は昭和63年6月より施行する

平成2年6月26日・3年6月22日・4年6月19日・5年7月14日・7年7月8日改定・10年2月25日改定

12年4月22日改定・14年2月26日改定・14年11月19日改定・17年2月19日改定・18年4月22日改定

19年4月21日改定・19年6月16日改定・25年5月21日改定・28年5月10日改定

令和5年5月10日改定・令和8年6月16日改定